

**「障害福祉分野におけるロボット等導入支援事業」（令和4年度二次補正予算分）**  
**作業要領**

**1 事業の目的**

本事業は、障害福祉の現場におけるロボット技術の活用により、介護業務の負担軽減等を図り、働きやすい職場環境の整備や安全・安心な障害福祉サービスの提供等を推進するため、障害者支援施設事業者等が介護ロボット等の導入を支援することを目的とする。

**2 本事業の補助対象事業者**

知事が適当と認めた市町村等（指定都市および中核市を除く。）、社会福祉法人、公益社団法人、公益財団法人、特定非営利活動法人若しくは営利法人等が運営する障害者支援施設、グループホーム、居宅介護、重度訪問介護、短期入所、重度障害者等包括支援又は障害児入所施設（指定都市を所在地とする施設を除く。）

**3 基準額、対象経費、補助割合（案）**

基準額	対象経費	補助割合
<p><b>施設等に対する導入支援</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者支援施設 1 施設あたり 2, 100 千円</li> <li>・ グループホーム 1 事業所あたり 1, 500 千円</li> <li>・ その他事業所 1 事業所あたり 1, 200 千円</li> </ul> <p>※ 1 つの施設・事業所において、サービスの指定を複数受けている場合は、1 施設・事業所として上記の補助上限額のうち最も多い額を適用するものとする。</p>	<p>障害福祉分野のロボット等導入支援事業の実施に必要な備品購入費（ロボット等の購入費用に限る。）、使用料及び賃借料（ロボット等の使用に要する費用に限る。）、役務費（ロボット等の初期設定に要する費用に限る。）</p>	3 / 4

**4 補助対象とする機器**

対象機器は、1 機器あたり 10 万円以上となるものとし、想定される機器の例及び 1 台あたりの補助基準額の上限は、以下のとおりとする。

必要に応じ（参考）についても参照すること。

機器用途	内容	1 台あたりの補助基準額の上限
(1) 移乗介護	ロボット技術を用いて介助者のパワーアシストを行う装着型又は非装着型の機器	100 万円
(2) 移動支援	障害者の外出をサポートし、荷物等を安全に運搬できる	30 万円

	ロボット技術を用いた歩行支援機器	
(3) 排泄支援	排泄物の処理にロボット技術を用いた設置位置の調整可能なトイレや排泄のタイミングを予測する装着型のデバイスを活用した排泄誘導機器	30万円
(4) 見守り・コミュニケーション支援	センサーや外部通信機能を備えたロボット技術を用いた機器のプラットフォーム	30万円
(5) 入浴支援	ロボット技術を用いて浴槽に出入りする際の一連の動作を支援する機器	100万円

なお、利用者のプライバシーに配慮されていない監視目的のカメラや、施設・事業所への設置に際し工事を伴う機器、補装具等に相当する機器等は対象外とする。

## 5 執行方針

- (1) これまでの障害福祉分野のロボット等導入支援事業で採択済みの事業所であっても、再度申請が可能である。
- (2) 機器の導入経費（購入費用及び初期設定費用）と認められない経費は対象外とする。  
（対象外となる経費の例）
  - ・Wi-Fi 工事等通信環境整備に要する経費
  - ・機器の配送料
  - ・PC、タブレット及びその付属品
  - ・工事費（設置費は可能）
- (3) リース料や契約料、運用保守費用等期間に定めのあるものについては、年度内に要する経費のみ補助対象とする。
- (4) 導入する機器を当該施設・事業所以外で使用することは、目的外使用となり認められない。

## 6 提出書類及び提出期限

別紙1-1～1-3を作成し、参考書類（導入する機器のパフレット、見積書等）を添付の上、令和5年6月22日（木）までに電子メールで提出すること。

提出先メールアドレス：sisetusido@mz.pref.chiba.lg.jp（担当：沼崎宛て）

（参考）

厚生労働省令和2年度障害者総合推進事業「障害分野におけるロボット等の導入促進に向けた調査研究」（実施主体：(株) 浜銀総研研究所）。

< (株) 浜銀総研研究所のホームページURL >

<https://www.yokohama-ri.co.jp/html/investigation/jutaku.html>